

## 【部活動方針】

(原則)

学期中は週当たり 2 日以上の休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる。

(平日は火曜日、土日等の休業日に 1 日以上設定する)

1 日の活動時間は、平日 2 時間、土日等の休業日は 3 時間程度とする。

当初設定した休養日に、高体連・高野連・高文連主催の公式戦及びコンクール等や、公式戦やコンクール直前の練習等やむ得ない事情が入った場合に限り、活動日設定週の期間の翌週から 16 週以内に、平日は平日、休業日は休業日に休養日を設定する。